

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 8 6 号	〔損害賠償の額を定めることについて〕 令和 7 年 7 月 1 8 日に三次市四拾貫町 1 0 1 4 5 番 1，三次市三次学校給食センターの職員駐車場で発生した，倒木による車両物損事故の損害賠償額について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により，市議会の議決を求めようとするものである。

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 8 6 号	〔地方自治法〕（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は，次に掲げる事件を議決しなければならない。 (1)～(12) 略 (13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。 (14)及び(15) 略 2 略